

自動化ゲートの出張利用希望者登録について

東京入国管理局・名古屋入国管理局・大阪入国管理局では、自動化ゲート利用希望者が多数見込まれる企業等に出張し、利用希望者登録を行います。

- 東京入国管理局管轄区域（茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県）
 - 名古屋入国管理局管轄区域（富山県，石川県，福井県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県）
 - 大阪入国管理局管轄区域（滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県）
- これらのいずれかに所在する企業，団体等が対象となります。

登録希望者が1か所でおおむね20名以上見込まれる場合が対象となります。

出張登録を希望する企業，団体等において，登録のために必要な場所，机，椅子，電源等の設備を無償で提供願います。

FOMAによる通信が可能な環境が必要となります。

出張利用希望者登録を希望される場合は，あらかじめ，企業・団体が所在する都道府県を管轄する入国管理局にお問い合わせ願います。

- 東京入国管理局審査管理部門（03-5796-7251）
- 名古屋入国管理局審査管理部門（052-559-2112）
- 大阪入国管理局審査管理部門（06-4703-2152）

